

令和7年度 練馬区立石神井台小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得る問題でもあるとの認識に立ち、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める。学校・家庭・地域が一体となって、継続的に取組を進めていく。

いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守り、組織的に対応していく。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る。教職員が、児童や学級の様子に気付き、同じ目線で物事を見、考え、個々の置かれた状況を把握することが大事である。また、学級経営や行事等を通し、児童に自己存在感や充足感を与え、いじめの発生を抑え未然防止を心掛けていく。
- (2) いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対し働きかけを行っていく。
- (3) いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本に、いじめた児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

- 具体的な取組や年間計画の策定・実行・検証等について
 - ・区のふれあい月間に合わせたアンケートの実施・集計・分析。
 - ・世界人権デー（12月10日）に合わせた全児童による「いじめ（人権）標語」の作成及び代表作品の紹介・掲示、全校朝会時に校長による紹介等。
 - ・教職員による、いじめに関する研修。

② 組織の設置

- 本校において、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、管理職・主幹教諭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員等からなる、いじめ問題に特化した「いじめ対

策委員会」を設置する。

- 学校長は「いじめ対策推進教員」を指名する。いじめ対策推進教員は、本委員会の運営の責任者となり、本校のいじめ対策を推進する。(H28.4.1 追加)
- いじめ事案発生時には、上記委員会に事案に応じたメンバーを加え、「緊急いじめ対策委員会」を設置し、対応にあたる。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 道徳の授業において、児童の実態に応じて題材や資料等の内容を十分に検討して取り組む。「やさしさ」「人としての気高さ」「他人を思いやる心」など人間性豊かな心を育て、「いじめをしない、許さない」という学校風土の構築を図る。
- 児童が、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等養うため、情報モラル教育の充実を図る。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むようにすることに努める。読書活動（朝・読書旬間・保護者による読み聞かせ等）、各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
- 委員会活動・クラブ活動・たてわり班活動・集団登校等の異学年交流を通し、他人を思いやる心や助け合い・協力し合う活動の充実を図る。
- 芝生・花壇・ビオトープ等を通した自然体験活動、遠足・集団宿泊体験等の体験活動を充実させる。
- 児童が安心して過ごせる学級づくり・学校づくりを推進する。児童が主体的に参加し、活躍できる場面を多くできるように授業改善に努める。また、係や当番活動など自分の責任を自覚し、認めてもらえること、友達と協力して活動することのよさなど、自尊感情・自己肯定感を育めるように学級経営に取り組む。

② 児童の主体的な活動の促進

- 「あいさつは人間関係を形成する基本である」との認識から、児童自らがあいさつに取り組めるように指導を行う。登校時に代表委員の輪番によるあいさつの実施等であいさつ運動に児童が積極的に関わるように取り組んでいく。

③ 教職員の指導力の向上

- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり専門家等を活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる

可能性があることに注意し、体罰についても研修を行う。

- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 定期的にアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。
- 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

② 教育相談の充実

- 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。
- 児童が相談しやすいようにするため、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じてかかわりがもてるように場を設定する。
- 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーや心のふれあい相談員に相談できる環境をつくるため、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携を計画に基づいて推進し、教育相談体制の充実を図る。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童生徒への支援

- 本人や周辺から聞き取りを丁寧に行い、事実確認を行う。
- 最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- 自尊感情をもたせるよう言葉掛けを行う。
- 休み時間や登下校時など看護当番や教職員による見回り等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- いじめた子も、孤立感・疎外感をもたないよう配慮をする。

③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導をする。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応する。
- いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に報告し共通理解を図る。事案により、担任・学年主任・生活指導主任等によりメンバーを構成し、事実調査を行う。
- いじめを認知してから学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し、対応する。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- 学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭に

おけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。

- パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

- 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

（５）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。
- ふれあい月間の他の月においては、学校生活アンケート等を実施し、毎月１回は、児童の実態を把握し、児童からのシグナルを見取るための調査を実施する。

平成２６年４月１５日策定

*平成２７年４月１日 改訂・・・・・・毎月１回の児童の実態把握のための調査を実施

*平成２８年４月１日 改訂・・・・・・「いじめ対策推進教員」の指名